

ひたちなか市介護サービス事業者等における事故報告取扱基準

(趣旨)

第1 この基準は、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防支援事業者（以下「事業者等」という。）が行う介護サービスの提供に関し事故が発生した場合において、介護保険法（平成9年法律第123号）第74条第2項、第78条の4第2項、第81条第2項、第88条第2項、第97条第3項、第111条第3項、第115条の4第2項、第115条の14第2項又は第115条の24第2項に規定する基準（以下「運営基準」という。）に基づき、市に事故の報告を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(報告の範囲)

第2 事業者等は、被保険者に次に掲げる事故が発生した場合は、他の法令に基づく報告又は届出のほか、市に対し速やかに報告を行わなければならない。

(1) 介護サービスの提供（送迎、通院等の間及び被保険者が事業所内にいる間を含む。以下同じ。）に関する被保険者のけが又は死亡

ア 「けが」とは、外部医療機関で受診を要したものをいう。ただし、受診を要しなかったものであっても、トラブル発生の可能性があるもの又は家族等から苦情が出たものは含む。

イ 「死亡」とは、事故による死亡をいい、疾病、老衰等によるものは除く。ただし、疾病等によるものであっても、死因等に疑義が生じ、又はトラブル発生の可能性があるものは含む。

ウ 事業者等側の過失の有無は問わず、被保険者の自己過失によるものを含む。

(2) 介護サービス提供に関する食中毒、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症又は三類感染症をいう。）又は結核

(3) 介護サービスの提供に関する行方不明

(4) 介護サービスの提供に関する従業者の法令違反又は不祥事（送迎時の交通事故、被保険者の預り金の横領、物の破損等のうち被保険者の処遇に影響のあるものに限る。）

(5) その他市に報告が必要と認められるもの

(報告の手順)

第3 事業者等は、第2に掲げる事故が発生した場合は、次の手順により報告するものとする。

この場合において、第一報、経過報告、最終報告と同じ書式を用い、逐次必要な箇所を埋めていってもよい。

(1) 事故発生後、発生当日又は翌日を目途として市に電話により事故発生の第一報を報告する。

(2) 第一報後、一週間を目途として事故処理の途中経過について介護サービス事故発生報告書（別記様式）により附属書類を添付して報告し、その後も状況の変化等に応じて適宜報告する。

(3) 事故処理の一連の区切りがついたところで最終報告をする。

(4) 最終報告後であっても、当該報告に係る事故に起因した死亡等被保険者の状況の変化等が

発生した場合は、適宜報告する。

(報告の内容)

第4 市に報告する内容は、次のとおりとする。

(1) 事故発生報告書

(2) 付属書類

ア 事故発生場所の見取図

イ 事故の分析、改善策を検討した事故防止検討委員会等の会議録（写し）等

ウ 次のうち市が必要と認めるもの

(ア) サービス計画書の写し及びサービスの提供の記録の写し

(イ) 事故発生時の従業員の勤務体制

(ウ) 契約書の写し及び重要事項説明書の写し

(エ) 緊急時の連絡体制

(オ) 健康管理の記録の写し

(カ) 事故に関わる設備一覧

(キ) 献立

(ク) 消防計画又はこれに準ずるもの

(ケ) 運営規定

(コ) その他

(県への報告)

第5 市は、次に掲げる事故について県へ報告するものとする。

(1) 運営基準に抵触すると思われるもの

(2) 契約書又は重要事項説明書に違反すると思われるもの

(3) 被保険者への身体拘束が原因となっていると思われるもの

(4) 従業員の法令違反又は不祥事が原因となっているもの

(5) その他市が必要と認めるもの

付 則

この基準は、制定の日から施行する。

付 則

この基準は、公布の日から施行する。